# **『究ノート 離宮時代の「二条城」の保存と活用**

#### 降矢 淳子

#### 【要旨】

離宮となり宮内省の管轄に移ったことは、 徳川幕府の終焉後、 「二条城」は主人を失った。 軍事拠点としての城郭を脱却し、 明治政府の掌握の下、 その管轄は流転したが、 離宮として保護されるという大きな転換点となった。 軍事的に利用することも可能だった陸軍省の管轄から、 皇室

保存され、さらに皇太子らの宿泊所として活用されることで、 国内外の美術への関心が高まる中、 外国人の目線も意識しながら整備された。そのため、 新たな価値が加わった。一方で、拝観者を受け入れ、 「二条城」 の遺産を変質させるような改造がされずに 国内外のガイドブックに掲載されるなど、

「二条城」 の遺産は、 皇室の近代化を象徴する二条離宮の時代があったからこそ、 現在へと伝えられた。 観光名所としての一面もあった。

#### はじめに

ているものの、いまだ明らかにされていないことが多い。一方で、それが二条離宮となったことについては、先行研究において触れられ「二条城」は、寛永の行幸や大政奉還の舞台になったことなどで知られる。

たかの一端を示す。 轄の変化は、明治政府が旧体制の遺産をいかに統制し、また地方城郭を掌握し京都府、陸軍省、宮内省へと、その管轄が流転した。こうした「二条城」の管京都府、陸軍省、宮内省へと、その管轄が流転した。こうした「二条城」の管を失った。その後、明治政府によって掌握され、太政官代が置かれた後、留守官、を失った。その後、明治政府によって掌握され、太政官代が置かれた後、留守官、を明の城であった「二条城」は、江戸時代が終焉を迎えると徳川という主人

いかに意識されていたのかについて述べる。それにより、二条離宮の実態に迫たものであり、「二条城」の離宮化も、同様の視点でとらえなければならない。本稿では、まず「二条城」から二条離宮への管轄の変遷を確認し、その成立本稿では、まず「二条城」から二条離宮への管轄の変遷を確認し、その成立の整備は、国家行事や外交儀礼の場としても用いられる日本の近代化を象徴しの整備は、国家行事や外交儀礼の場としても用いられる日本の近代化を象徴して条離宮は、どのような歴史的な流れの中で成立したのか。明治以降の離宮

りたい。

## - . 「二条城」の管轄の変遷

遷が「二条城」にとって、どのような意味を持つものだったのか触れたい。変遷を示したものである。ここでは、その流れを確認するとともに、管轄の変たわけでない。表1は大政奉還後、太政官代が置かれてから現在までの管轄の徳川の城であった「二条城」は、大政奉還がされた後、速やかに離宮となっ

## (1) 太政官代から京都府の管轄へ

之助へ、 程なく「二条城」から他 藩の徳川慶勝(一八二四 - 八三)によって警固されることになった。それは、 大蔵省によって行われた。 太政官代が置かれた。 江戸時代が終焉を迎えると、慶応四年(一八六八)一月二七日「二条城」に、 また同三年三月二二日に留守官の管轄となった。 使われなかったようだ。この時、 太政官代は、 へ移され、 大政奉還後に「二条城」を収めていた尾張 明治元年 (一八六八) 「二条城」の財産管理は、 しかし、 一六月四日に三輪嘉 留守官によ

明治四年三月八日、留守官より京都府へと、その管轄が移された。それに先

裁が悪いので、取り壊すとした。 松二取計」と、大破している仮建物を、このまま置いておいても後々朽ちて体殊ノ外大破ニ相成居候間、此侭差置候テハ追々朽腐致シ不躰載ニモ有之候間御内にある所諸品を引き渡し、また城内の仮建物について、「城内仮建物ノ儀ハ「二条城」内に京都府庁が置かれることになった。同時に、大蔵省は、「二条城」立って京都府は、便宜が良いので速やかに京都府庁を移転したいと願い出て、立って京都府は、便宜が良いので速やかに京都府庁を移転したいと願い出て、

京都府が管轄するということになったのである。
た。兵部省が地方城郭を掌握するなかで、「二条城」は、その一つでありながら、た。兵部省が地方城郭を掌握するなかで、「二条城」は、その一つでありながら、管轄について問い合わせたところ、京都府が管轄するようにとの沙汰があっ統轄した。すでに「二条城」には京都府庁が置かれていたため、京都府はその統轄した。すでに「二条城」には京都府庁が置かれていたため、京都府はその統轄した。すでに「二条城」には京都府庁が置かれていたため、京都府はその統轄した。

### (2) 陸軍省管轄と京都府

ったものは売却や解体がされた。 ったものは引き続き陸軍省の管轄となって軍事的拠点として存続し、廃城となったものは引き続き陸軍省の管轄となって軍事的拠点として存続し、廃城とな定に伴い、軍事において必要な存城と必要のない廃城が決められた。存城にな実施などのために各地の城郭調査を行った。明治六年一月九日の鎮台制度の改実施などのために各地の城郭調査を行った。明治六年一月九日の鎮台制度の改明治五年、兵部省は陸軍省へと変わると、陸軍省は鎮台の再編成と徴兵制の明治五年、兵部省は陸軍省へと変わると、陸軍省は鎮台の再編成と徴兵制の

管理をすることになったのである。 その都度、陸軍省へ報告することとされた。陸軍省が管轄する下で、京都府が裏セシム」と、「二条城」は、しばらく京都府で保管し、毀損や失亡等について、東セシム」と、「二条城」は、しばらく京都府で保管セシメ、毀損失亡等毎時該省ニ具対して、「二条城」は存城となり、また、陸軍省の管轄となった。京都府にこの時、「二条城」は存城となり、また、陸軍省の管轄となった。京都府に

成度 考候趣ヲ以、 取計差支無之旨回答」と、 (中略) 得た。「他 「二条城 課致候テハ迷惑相窮、 ノ府県庁ト違ヒ城郭ノ事故、最広大ノ場所ニテ其修繕費悉ク地民へ の中に府庁を置いていた京都府は、 支庁其他城郭外ノ分ハ地民へ賦課致シ、城郭宇内ノ入費ハ官給相 ノ内右城内ニ据置申度段当省ヨリ陸軍省へ照会及ヒ候処意見通リ 存城ニ付到底ハ何レ他へ移転可致儀ニ候へトモ目今官費節略ノ際 去迚他へ転移候トモ存城ニ付官費ハ矢張省ケサル 他府県庁と違い城郭という広大な場所なので、 以下のように申し出 て回答を その 儀ト

にとって大きな課題となっていたことがわかる。 
にとって大きな課題となっていたことがわかる。 
を協費を府民へ賦課するのは迷惑であり、一方で府庁を他へ移転するにしても、国とは国費で補いたいこと、存城となったので何れは他へ移転するにしても、国際会した。 
陸軍省からは、京都府の意見通りに取計って差支えないとの回答を照会した。 
陸軍省からは、京都府の意見通りに取計って差支えないとの回答を照会した。 
陸軍省からは、京都府の意見通りに取計って差支えないとの回答を照会した。 
陸軍省からは、京都府の意見通りに取計って差支えないとの回答をにとって大きな課題となっていたことがわかる。

契約により、 本丸のみを陸軍省に返した。 修繕および管理費用など全てを京都府が負担する貸借契約となっていた。この 管轄の下、 不明だが、 その後、 確認できる最初の史料は明治一○年(一八七七)で、「二条城」の 京都府に貸し付けられた。この貸借契約がいつの段階で結ばれたか 京都府と陸軍省之間で貸借契約書が結ばれ、 京都府の負担が以前より増したとみられる。 これは、 その費用的な面を考慮して返還したのだ 「二条城」 同一二年、 は 京都府 陸

時に取り壊された仮建物が、 取り壊したりして、「二条城」を管理した。 すとしたように、「二条城」を管轄したものは必要に応じて仮建物を建てたり、 できない。また、 板張の床、 慶喜(一八三七‐一九一三)の「居室」があったことがわかっている。この(ユ) 摘されている。一方で、本丸には、 大破した状態だった。これらは、 時、 戸が約三〇枚、 本丸には仮建家八棟と仮廊下があり、うち二棟は、 先述した大蔵省の引き渡しの際も、 障子が約二○枚、二三八坪と一一五坪といったもの それに当たる可能性が高いように思われるが断定 慶応三年(一八六七)頃に建てられた徳 陸軍省に返されて間もなく処分されたと 大破した仮建物を取り壊 それぞれ瓦葺で

本文ノ日限ニ拘ハラズ直ニ返付へシ」と、陸軍省が必要な時は、三〇日以内にテ入用之節ハ、其報知到達当日ヨリ日数三十日限リ取払へキ事、但、非常ノ際、り、それは京都府との貸借契約にも「貸渡期限中ト雖モ、該地建屋陸軍省ニ於轄になったことである。存城とは、軍事的に必要と認められたことを示しておところで、ここで最も注目すべきことは、「二条城」が存城となり、その管

性を常にはらんでいたのである。もいえる。「二条城」は、陸軍省が求める軍事目的を果たさねばならない可能速やかに返す事、また非常の際は直ちに返却することと記されていることから

離宮に定められると、 うとしたのだろう。 許可されなかった。 治 四年頃より 五年、 京都府は本丸に囚獄を建設するべく、 「二条城」の離宮化を目指した。 本丸にあった仮建物が取り壊されたため、 そうした動きの 同年八月八日、 一方で、第三代京都府知事の北垣国通は、 陸軍省は京都府へ貸渡しているまま、 明治一七年、 再び借用を願 そこを活用しよ 「二条城」 出たが、

#### (3) 宮内省の管轄

有物として保護されることを意味した。る城郭からの脱却であり、また宮内省の管轄になったということは、皇室の所宮内省の管轄となった。陸軍省の管轄から離れたということは、軍事に関渉す明治一七年(一八八四)七月、「二条城」は皇室の所有する二条離宮となり、

れたことがわかる。 りは、離宮となる直前のことであり、 しながら、 返答を得た。これにより、 定められることに対して意見を述べるよう照会したところ、差し支えないとの 美(一八三七 - 九一)が陸軍卿西郷従道(一八四三 - 一九〇二)に対し にあたって、 二条城ヲ以テ離宮ト被定之件、其省意見可被申出此段及照会候也」と、 時を遡る。 その管轄が変更するにあたって、 陸軍省から指図を受けるべきか太政官へ伺った。太政大臣一 離宮成立以前の一六年九月、宮内省は、「二条城」 離宮が成立する流れになったのである。このやり取 形だけのものだったかもしれない。 宮内省と陸軍省との間で調整がさ が離宮になる 三條実 「京都

官有地とされた二条城の地所六万一千九百四 同日に宮内省、 1転の期限を宮内省と打ち合せるようにすることが伝えられた。 同年七月二八日、 京都府庁は現在地に移された。 京都府へは借用の場所を返納して府庁を移転するように、 陸軍省、 宮内省が二条離宮を管轄することが官報に告示され、 内務省、 京都府へ通達された。 十四坪一合五夕を第一種皇宮地に さらに、 同一八年六月 内務省 また へは、 また

一四年(一九三九)、京都市へ下賜されて元離宮二条城となり、現在に至る。二三年(一八九〇)に世襲の皇室財産である世伝御料へと編入された。昭和二条離宮は、京都に点在する御所や他の離宮と共に管理され、また、明治

## 明治時代に成立した離宮と「二条城」の離宮化

使われたことが漠然と知られている。治になると、保養のほかに公的行事、たとえば国賓の宿泊や接待の場所として、離宮は、皇居とは別に設けられ、行幸などの際に利用された宮殿である。明

いての実態が総括的に明らかにされた研究はない。に整備された象徴の一つといえるものである。しかしながら、近代の離宮につる統治者として、天皇が据えられたため生じたものであり、皇室制度が近代的この明治前後の離宮のあり方の変化は、いうまでもなく、徳川将軍家に代わ

二条離宮である。建物などが転用され、離宮となったものが多い。った芝離宮、有栖川宮邸であった霞関離宮、徳川家の城であった名古屋離宮と殿であった浜離宮、紀州藩邸を受け継いだ赤坂離宮、紀州徳川家の浜屋敷であ明治以後に定められた離宮には、大きく以下のものがある。徳川家の御浜御

どを離宮とすることにより諸々の整理の基礎ができたと述べる。 理基礎全ク立ツ」と、 り岩倉が 倉が主導した京都皇宮保存および皇室の近代化という視点で見る必要があると から、「二条城」を離宮とすることは、 北垣国通 り京都皇宮保存の意見書が提出され、「二条城」を離宮にすることが進められ 内保存の後、それを引き継ぐ形で同一六年、 明治一〇年、 支庁設置、 岩倉の背景には、「二条城」を離宮にすることを願う第三代京都府知事の 「二条城」を視察した。 (一八三六 - 一九一六) 二条城・桂御茶屋・修学院御茶屋、 明治天皇(一八五二 - 一九一二)の主導によって進められた大 御所修繕や宮内省京都支庁の設置、二条、 また、 がいた。明治十四年には、 それ単体に論ぜられるべきでなく、 北垣の日記 岩倉具視(一八二五 - 八三)によ 離宮ト定メラレ、 『塵芥』で「京都御所大修 北垣の招きによ 修学院な 百般ノ整

ように上申した。 北垣は、「二条城」を離宮とするべく、宮内卿徳大寺実則に対して、以下の北垣は、「二条城」を離宮とするべく、宮内卿徳大寺実則に対して、以下の

東西両京対峙 被定度候然ル上 セラレ以テ外国貴賓御接遇等ヲ挙行セラレタリ 設置セル ニシテ之ニ適当スヘキモノハ唯二条城アルノミ抑ニ 大ナリト雖トモ其宮殿ニ至テ本ト宏壮ナラサルヲ得ス幸ニ当地存在ノ巨廈 被為行欤、 離宮ニ至テハ旧政府及ヒ某等ノ遺蹟ヲ論セス東京存在ノ巨廈ニ就キ或ハ形 ノ造営 ノ便ヲ択ヒ或 ノ用 ニ非サルカ故ニ自ラ結構雅簾ニシテ且ツ其規模ノ宏壮ナル実ニ内 ニ係リ当時勤王ノ大儀ニ周旋スルノ処ニシテ復タ攻守決戦 或ハ外賓御接遇等ノ事無シト云可ラス然ルニ現今ノ大裡 於テハ完全ノ勝場ト称スヘシ ノ権衡ヲ得ル ハ後来御大礼ノ節 ハ結構規模ノ雅麗宏壮ナルニ取リ芝浜ヲ始メ追々之ヲ定置 (中略) ハ勿論外賓御按遇ノ場所トモ相成又以テ 昧死々々頓首謹白 (中略) (中略) 一条城ハ慶長六年徳川家 当城ヲ以テ西京離宮と 此後臨時御大礼ヲ ハ周囲 ノ為ニ

6 を顧みずあえて申し上げるとしていることから、 徳川家康の造営で朝廷との儀式を仲立ちする場所であり、また戦うために置か 裏は周囲が大きいが、その宮殿はさらに壮大でなければならない。幸い、 あるいはその情勢の良いものを選び、 に存在する大きな建物で適当となる「二条城」がある。そもそも「二条城」は、 一九一六)へも伝えられた。 れるだろう、という内容であった。 一の節はもちろん、外賓御按遇の場所ともなり、また東西両京対峙の権衡が得 「所だといえる。「二条城」を西京の離宮と定めたい。そうすることで、 へのこの上申は、この時「二条城」を管轄する陸軍省の陸軍卿大山巌(一八四二 たのでないため、それ自身が雅麗で規模は壮大、内裏を補充するには完全な 臨時御大礼や外賓の按遇等がないとも限らない。それなので、 追々これを置かれ、 旧政府や誰の遺跡かを論じるのでなく、東京に存在する大きな建 外国の貴賓を接遇することなどが行なわれている。 その結びを「昧死昧死頓首謹白」と、 あるいは規模が華麗壮大な芝、 北垣の切実さが伝わる。 現在の内 浜から始 宮内 物、

省御所有ノ離宮トナリ、永久御保存アランコトヲ具状ス」また「国通曩キニニまた、北垣は日記に「非凡ノ殿宇ニシテ三百年ノ星霜ヲ経タル者ニ付、宮内

して活用することが前面に押し出された。とがわかる。ただし、先に挙げた上申書では、大礼や外賓の接遇をする場所とどがわかる。ただし、先に挙げた上申書では、大礼や外賓の接遇をする場所とであるからこそ、宮内省の離宮となって保存すべきだと、北垣は考えていたこ之レヲ離宮トセラレンコトヲ建白ス」と記す。「二条城」が、「非凡」「全国無比」条城殿宇ノ壮観美麗、全国無比ノ構造建築ナルニ、徒ラニ朽廃ニ附スルヲ歎シ、

する意識は重要視された。 二条離宮が成立する直前の明治一七年六月、宮内卿徳大寺実則から太政大臣 二条離宮が成立する直前の明治一七年六月、宮内卿徳大寺実則から太政大臣

ったものの、二条離宮がその旅館として使われたことはなかった。 ことになったと報じた。しかし、二之丸御殿が外賓の休憩所とされたことはあ明治一九年「日出新聞」は、二条離宮が外国の皇族などの旅館に充てられる

## 「二条城」の離宮への改変工事

3

による修繕等の工事でも同様であった。の姿が変質するような改造がされたことは、ほぼなかった。また、宮内省の手の姿が変質するような改造がされたことは、ほぼなかった。また、宮内省の手った。それらの管轄のもとで、寛永三年(一六二六)に整えられた「二条城」は、先述したように、様々に管轄が変わ

例外として、大正天皇の即位式である大正大礼の饗宴場となった際、南橋が例外として、大正天皇の即位式である大正大礼の饗宴場となった際、南橋が例外として、大正天皇の即位式である大正大礼の饗宴場となった際、南橋が

た改変工事について触れる。それは、離宮となった後、すぐに行われたのでなここでは、「二条城」を保存しつつ、二条離宮へと変化させるために行われ

く、段階を追って徐々に改変されたものであった。

## 1)明治一八年から二〇年にかけての修理

その他の大破の建物を取払うものだった。 にするため、 重量のある瓦屋根を支える仮柱をなくすことで、 は実現しなかった。また、 行われた。はじめ、 離宮になると程なく、 二之丸御殿の各棟および城内の門、 表門と堀際の二ケ所に照夜燈を四基建設し、 行われたものであった。 土塁を煉瓦塀に変えることも検討されたようだが、 宮内省の手によって二条離宮は修繕された。この時の 唐門と車寄は、 あわせて、 瓦葺から檜皮葺に葺き替えられた。 高塀、 馬車の通行をより安全なもの 長屋蔵などを修理し、 外廓に巡査交番所を二ケ 石垣を修繕することなど

床下の腐食が進んでいたため、そこに重点が置かれて行われた。味に、をなどに漆拭が行われ、さらに部屋内の床板が敷居面に張り直された。特に、とれた。廊下には、大蔵省印刷局の壁紙が貼られた。また、漆塗の天井や襖、屋根の修繕、また不足品を補充しながら損傷した張付や戸袋などを繕うことが屋根の修繕、また不足品を補充しながら損傷した張付や戸袋などを繕うことがった。近畿の修理は、大成、節金物、襖引手等の汚れ落とし、戸襖や障子、襖や壁張付、天井張付、床板、飾金物、襖引手等の汚れ落とし、戸襖や障子、襖や壁張付、天井張付、床板、飾金物、襖引手等の汚れ落とし、戸襖や障子、襖や壁張付、天井張付、床板、飾金物、襖引手等の汚れ落とし、

)中でも、離宮としての体裁を整えるために施されたものを以下に挙げる。この時の修理は、「二条城」の遺産を美しく整えるという内容であった。そ

### ア) 絨毯の敷き込み

を敷くことが想定されていたと考えられる。

を敷くことが想定されていたと考えられる。

を敷くことが想定された床材でないと思る床面から推測すると、板敷のまま使用することが想定された床材でないと思る床面から推測すると、板敷のまま使用することが想定された床材でないと思われ、また床板と敷居の近くに張り直され、「二条離宮ハ総テ板敷ニ決定シープを敷くことが想定されていたが、この時の修理で変更が二之丸御殿の部屋内は、元々、畳が敷かれていたが、この時の修理で変更が

おり、実際に絨毯が敷き詰められたか不明である。同二七年二月には薄縁を敷リヨンに注文したことを報じた。しかし、同二三年に白書院には畳が敷かれてたる絨毯を敷詰めらるる事になるよし」と、絨毯を敷き詰めるためフランスの明治一九年(一八八六)九月二八日、「日出新聞」は、「仏国里昴府へ注文し

ていた絨毯が全て撤去された。でいた絨毯が全て撤去された。同九年には、二之丸御殿内に敷かれに絨毯が残されたようだ。同八年には黒書院一之間、二之間、三之間に敷かれに絨毯が残されたようだ。同八年には黒書院一之間、二之間、三之間に敷かれくこととなった。大正四年(一九一五)の大正大礼の際、廊下を含めて全面がくこととなった。大正四年(一九一五)の大正大礼の際、廊下を含めて全面が

た部屋によっても、その状況はまちまちだったようだ。 このように、床面をどのようにするのか模索しているような状況であり、ま

こ、写真でその様子を確認する。

確認できる。 三之間、黒書院一、二之間、白書院一、二、三之間に絨毯が敷かれていることをのである。遠侍一、二、三之間、勅使之間の上段下段、式台之間、大広間一、二、「二条・桂両離宮写真」は、いつの時点のものか特定することはできないも

間、大広間一、二之間、黒書院四之間に、絨毯が敷かれている。に撮影されたものだとわかる。この写真では、遠侍一之間、勅使之間、式台之て薄縁となっており、この写真帳でその様子が確認できるため、大正八年以後できないものである。しかし、黒書院一、二之間は大正八年に絨毯が撤去され「二条離宮(写真帳)/大正・昭和」も同様に、撮影時期を特定することが

書院四之間が薄縁敷きになっていることを確認できる。 絨毯が敷かれていた遠侍一之間、勅使之間、式台之間、大広間上段・下段、黒一方、昭和七年(一九三二)に刊行された『二条離宮御写真及実測図』では、

由については、今後の研究に期待したい。
室の国際化に則したものであったといえよう。それが、薄縁へと変えられた理かれるという洋式が取り入れられたことは、外国人を意識したものであり、皇面は板敷から絨毯へ、そして薄縁へと変えられた。この中で、特に、絨毯が敷離宮になった後、部屋によって違いがあったものの、大きな流れとして、床離宮になった後、部屋によって違いがあったものの、大きな流れとして、床

## (イ) 明治一九年白書院の改変

れていた。白書院は、江戸時代を通して主人の御座所となった場所で、離宮成りばめられており、二之丸御殿の最も奥に位置する白書院も、同様の設えがさ二之丸御殿の中には、到る所にかつての主人、徳川家の家紋である葵紋が散

桂宮御殿の移築

が象徴的に示されたのである。 変えられた可能性が高い。 手金具も菊紋に変えられており、 められた葵紋の金具が、皇室の象徴である菊紋に変えられた。(3) して、二之丸御殿の中で白書院だけは、格天井や帳台構といった室内に散りば ろぐ白書院に、葵紋はふさわしくない。明治一九年、明治天皇を迎える準備と 立以後も同様の使い方が想定された。そのため、 天皇の御座所となる白書院に、 史料で確認できないものの、これも同時期に 新たな主人である天皇がくつ 政権が交代したこと また、襖の引き

り付けられたものの、 ることを確認できる。 この時の菊紋への改変工事は、 また同様に、 それを隠すものだった。 いつの時点か不明だが菊紋が外され、 一之間の天井の飾り金具の所々に、 葵紋の上に同じ大きさの菊紋を重ねることで 帳台構は、 この時に菊紋の飾り金具が取 葵紋が露出してい 現在は葵紋が露出

て使われたと考えられる。 も取れるため、 るが、この時期に白書院の西に建物はない。西に位置する御座所という意味に 報じた。このうち「西の御座間」とは、 徳寺什宝の牧渓の筆、猿猴及び龍虎の図を始め、 再び玉座に就き、暫く休憩して、 治 一〇年(一八八七)一月三〇日、 は、 西の御座間にて休憩。この玉座で昼食を食べ、本丸旧天主台辺を巡 この時の様子を「大手門より入り、 白書院の一之間が御座所となり、二から四之間が天覧の場とし 還御の節、 白書院を過ぎた西の御座之間とも読め 明治天皇は二条離宮へ行幸した。 六・七幅を見学の上還御。」と 間ごとを見学、 車寄より昇殿。 白書院には大 黒書院・白書

## 2 明治二六年から二七年桂宮御殿の移築とそれに伴う二之丸御殿の改変

う構想があったとは、 いた本丸に移築された。いつ、この構想が生まれたかを特定することはできな ため、 先述したように、同一六年に岩倉が提出した京都皇宮保存の意見書で、「二 治二六年から二七年にかけて、御所の北にあった桂宮御殿が空地になって を離宮にすることと、 離宮となっ た明治 考えにくい。 桂宮御殿を保存することは、 七年の時点で、 しかしながら、 桂宮御殿を本丸へ移築するとい 同二六年に桂宮御殿は、 別に記されている。

丸御殿となるべく移築され

がなく、 の象徴であった 四親王家の一つである桂宮家は、徳川の城「二条城」と歴史的に、 二条離宮がより皇室とゆかりの深いものとなったことは間違いない。 本丸に桂宮御殿を移築することは、いわば異物の移植であった。 「二条城」に、 皇室とつながりの深い桂宮御殿を移築すること ほぼ

点が見いだせる ることで保存しようとしたことを先述したが、 召」で本丸に移築し、 ところで、桂宮御殿を移築する目的として、「明治天皇紀」は、明治天皇の 「先朝の遺跡を保存」すると記す。 保存するというところに、 「二条城」を離宮とす 共通 思

想定されていたのである。 備されたものであった。移築時には、 け替えられた。これは、 と車寄の西北に便所が新設された。 桂宮御殿の移築工事は、 で車寄まで行くことができないためで、 高低差を石段で解消する東側の入口では、 その主要部分の建物が移築され、 また西側の本丸入口の大破していた橋が架 保存するためだけでなく、 あらかじめ馬車などが使えるよう準 さらに大膳職東脇 実際の使用 馬車や人力

車

条離宮の活用と「二条城」保存の意図が垣間見えるのである。 して活用するための本丸御殿と、「二条城」を色濃く残す二之丸御殿から、二 本丸御殿を、「実用的建造物」、二之丸御殿を「非実用建造物」とした。 治工業(党)は、皇室の宮殿を実用と非実用に分けて整理しており、二条離宮の その後、本丸御殿は皇太子らの宿泊所として使われた。 と同様に旧来の建物を転用して活用するという当時の気風に合うものだった。 その施設として選ばれたのが桂宮御殿で、移築して活用することは、 となったのだろう。それは、離宮にふさわしい建物でなくてはならなかった。 また、二之丸御殿は、 二条離宮は、迎賓などのため、二之丸御殿以外に活用するための施設が必要 迎賓施設に改造されることなく、その姿が保存された。 離宮の様相を伝える『明 他の離宮

#### 7

面しており、 り金物の家紋の変更であ 宮御殿の移築と共に行 二之丸御殿の主人をシンボリックに表現する破風の飾り金具は、 った。 われたのが、二之丸御殿の各棟 特に、 圧倒的な大きさを誇る遠侍は、 の破風に付けられた 玄関に

来訪者が必ず目にするものである。

されたものといえる。加筆を依頼した。この飾り金物の変更は、訪れたものに政権交代が象徴的に示意ヲ容候」とそのデザインに注意を払い、京都市美術学校にその図案を送付し、葵紋を菊紋に変えることについて、「内外国人拝観モ不少場所ニシテ尤モ注

書院及び御清所と、破風の飾り金物が順を追って変えられた。 明治二六年から二八年にかけて遠侍、大広間、式台、蘇鉄之間、二九年に黒

## ウ)明治三一年以降の二之丸御殿の廊下天井画改変

物を参照した明治宮殿障壁画の意匠と技法が「二条離宮」に受け継がれた。 国立博物館)館長の山高信離(一八四二 - 一九〇七)で、平家納経と正倉院宝 二一年に完成した明治宮殿の室内装飾制作を監督した帝国京都博物館(現京都 これは、離宮にふさわしいよう改修するべくおこなわれた。制作監督は、明治 これは、離宮にふさわしいよう改修するべくおこなわれた。制作監督は、明治 こと、寛永期に描かれた障壁画は取り外され、幕末には白張になっていた。明 すく、寛永期に描かれた障壁画は、外気や光の影響などを強く受けるため傷みや

ものだった。これにより、二之丸御殿の中に、皇室の要素が加えられたのである。だろう廊下廻りを整え、かつ障壁画の画題を皇室に由来するものに改変された侍と順を追って行われた。そのため、この障壁画の改修は、損傷の激しかったに一カ月ほど滞在した年で、二之丸御殿も以後の活用が見込まれたと考えられに一カ月ほど滞在した年で、二之丸御殿も以後の活用が見込まれたと考えられる修工事が始まった明治三一年は、嘉仁皇太子(後の大正天皇)が二条離宮改修工事が始まった明治三一年は、嘉仁皇太子(後の大正天皇)が二条離宮

### ・二条離宮の活用

ごれない。いたことである。もちろん、皇太子らの宿泊中、関係者以外は立ち入ることが行われた。注目すべき点は、宿泊所となっていない時に、拝観者を受け入れてされた。その日常的な管理は、宮内省主殿寮が中心となり、内匠寮と協力して活用二条離宮は、「二条城」の遺産を保存しつつ、皇太子らの宿泊所として活用

という役割を兼ねていたのである。 (観光名所二条離宮は、皇太子らの宿泊所という本来の離宮としての役割と、観光名所

### (1) 行啓時の宿泊所

### (2) 拝観者への公開

したようだ。 条離宮の拝観者の受け入れ方は、離宮であった時代を通して同じでなく、変化 条離宮の拝観者の受け入れ方は、離宮であった時代を通して同じでなく、変化 た拝観料が必要となった。さらに、御殿を拝観するには、別料金を要した。二 内省の許可が必要だった。これが昭和七年頃には許可が不要となっており、ま 二条離宮の公開は、離宮となって間もなく始められたと考えられ、はじめ宮

年(一九三六)に六五〇一五人を迎えた。 任用することが協議された。同年、拝観者は八ヵ月ほどで四三二人、昭和一一とがあるので、係員に外国語を教えるか、または外国語のできるものを新たに明治二五年には外国人の拝観者が増加し、言葉が通じず、指示に従わないこ明治二五年には外国人の拝観者が増加し、言葉が通じず、指示に従わないこ

ことはあった。 (4) 外国からの貴賓は、大正一一年(一九二二)までに確認できるだけでも五○外国からの貴賓は、大正一一年(一九二二)までに確認できるだけでも五○

二条離宮を紹介するガイドブックを探りたい。国内外の人は、何を求めて二条離宮に来たのだろうか。それを探るために、

### ´)外国人向けガイドブック

Jで、いったん世界情勢に目を向ける。時を遡り、明治二年 (一八六九)

彫刻や障壁画などの素晴らしさが詳細に伝えられ、 である。」と紹介される。 - 一九二三)によって明治三一年に書かれたものである。ここで「二条城」は、 んどの場所で徳川将軍家の紋章の代わりに十六弁菊の御紋が用いられた。」と 象徴と見なされていた。二条離宮が修復によって、 この本の第四版は、チェンバレン (一八五〇-一九三五) とメイソン (一八五四 注目すべきことは、 明治一八年(一八八五)から同一九年にかけてのことで、この時、 内部は黄金色の夢のような美しさで、 「当時、 特に、二之丸御殿の部屋の様子に多くの文字数を割 古美術品を損傷することが文明と「進歩」 外観は日本の要塞の良い見本 かつての輝きを取り戻した 礼賛されている。その一方 ほと

年に販売し、昭和五年(一九三〇)までに三版を重ねた 人数へと対象が移行した。鉄道などのインフラが進んだことも、これを可能とした。ジャパン・ツーリスト・ビューローは、SIGHT OF OLD CAPITAL を同八した。ジャパン・ツーリスト・ビューローは、SIGHT OF OLD CAPITAL を同人とった。ジャパン・ツーリスト・ビューローが設立されることで、賓客から中産階級へ、すなわち少人数から大ビューローが設立されることで、賓客から中産階級へ、すなわち少人数から大ビューローが設立されることで、賓客から中産階級へ、すなわち少人数から大ビューローが設立され、外国の貴また、明治二六年(一八九三)に日本において貴賓会が設立され、外国の貴また、明治二六年(一八九三)

金工品の数々が修復不可能なほど損なわれてしまった。幸いにも、明治一七ないものを大量に持ち込もうとした不届きな役人たちによって、貴重な絵画やする一方で、「西洋文明を丸呑みし、自国の美術を蔑ろにし、外来の好ましくりであり、どんなことがあっても見逃すことはできない」と最後を結ぶ。称賛同書は、「二条城」の素晴らしさについて言及し、「二条離宮は大和の国の誇

と離宮になって、「二条城」が保存されたことを挙げる。年(一八八四)七月に離宮となり、現在見られるように徹底的に改修され

たのである。

大のである。

### (イ) 日本人向けガイドブック

を知ることができると考える。れているのか確認することで、それがいかに認識されていたのか、一つの傾向いクを収集、分類したものが表2である。ここで二条離宮がどのように紹介さおり、全体数を把握することは難しい。その中で、可能な限り京都のガイドブ明治、大正、昭和時代、国内旅行向けのガイドブックは、数多く出版されて

また、 **2**No.25) で、和文は家康築城、 堂は、明治一三年の出版以来、信長築城としたが、明治四二年『京都名勝帖』(表 所であるが、ともに「二条城」と呼称されたことから、 れることは、興味深い。信長が足利義昭のために築城した「二条城」 である。二条城の原点を織田信長にするものと、徳川家康にするものとに分か が京都で開催されるため、旅行者の増加が見込まれたためであったようだ。 (雲) それは大正時代を過ぎても、 ガイドブックにおける全体の共通点は、 昭和に入ると、その誤りを指摘するガイドブックも出てきた。 明治二八年に発行されたものが多くみられるのは、 英文は信長築城とし、修正を図ったとみられる。 家康築城と混在した。 主に歴史的な変遷が記されること 混乱が生じたとみられ 版元の一つである風月 第四回内国博 は別の場 ま

歴史を感じさせるものとしてだけでなく、 その美術的価値が賞賛されるようになった。 経緯が淡々と述べられており、 当初のガイドブックは、築城、 時代が下るにつれ、歴史的な経緯だけでなく、 「拝観せざるべからず」 「燦然たる大殿」 さらに離宮になると、その情報が付け加えられ 大政奉還、 それ自体の美術的な価値も広く紹介 二条離宮のみどころは、 太政官代、 ーなど、 御殿や障壁画、 著者の主観が加えられ 府庁など、その 庭園などに その長い )歴史的

それは、「二条城」を保存した皇室への称賛につながるものであった。国内の美術的な関心の高まりは、二条離宮への称賛にもつながったのである。

#### おわりに

軍事拠点としての城郭からの脱却であった。して宮内省の管轄となったことは、大きな転換点であった。これはすなわち、を軍事的に利用することも視野に入れていた陸軍省の管轄から、皇室の離宮と代や府庁など、時の流れと共に管轄が変わった。特に、城郭である「二条城」「二条城」は、徳川という主人を失った後から離宮になるまでの間、太政官

変えるなどして、 内外での美術への関心の高まりに呼応するものとして成立した。 ある。その一方で、 皇太子らの宿泊所として活用されることで、 なることで、「二条城」の修繕や管理が行われて、その遺産が保存された。 二条離宮は、 の遺跡を変質するような改造は行われず、 観光名所としての役割という二つを担ったのである 日本が近代化を進めるなかで、外国人の目線を意識し、 離宮としての整備がされた。 宿泊所とされていないときは、 さらに新たな価値が加わったので あわせて、日本の統治者である 拝観を許した。 飾り金具の葵紋を菊紋に 皇室の離宮に 離宮として また国 また、

室の近代化を象徴しつつ、現在へと「二条城」を伝える架け橋となるものだった。「二条離宮は、「二条城」という遺産を保存、活用したものであり、それは皇

#### 注

と記す。また、「二条城」とは、寛永三年の後水尾天皇の行幸に際し、西に城(1)本稿では二条離宮について論じるため、混乱を避けるべく離宮以前を「二条城」

域が拡張されるなどして整えられたものを指す。

2

- 『元離宮二条城』(小学館、一九七四年)、高木博志『近代天皇制と古都』(岩波書店・ 離宮や桂宮御殿の移築に関するものは、 条離宮本丸御殿における行幸行啓の準備とその使用」『研究紀要 宮二条城 拙著「二条離宮本丸への桂宮御殿移築と行幸・行啓の一考察」『研究紀要 年記念二条城展』(東京都江戸東京博物館、元離宮二条城事務所編、二〇一二年)、 (第三号、 二〇〇六年)、中谷至宏「象徴の場、 京都市文化市民局元離宮二条城事務所、 (第 一号、 京都市文化市民局元離宮二条城事務所、 維新後の二条城」『江戸東京博物館二〇周 拙著を出典とする。 二〇二四年) 二〇二三年)、[二 元離宮 ほか。 以下、
- 二〇二〇年三月、以下『保存活用』とする。)旧二条離宮(二条城)保存活用計画』(京都市文化市民局元離宮二条城事務所、務報告書(概要版)』((株)シィー・ディー・アイ、二〇一八年三月)、『史跡(3)『平成三〇年度史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画策定に係る歴史調査業
- ター、以下 JACAR と記す)Ref.A15070744000、国立公文書館)(4)「二条城ヲ太政官代ト為シ尚ホ尾張藩ヲシテ警衛セシム」(アジア歴史資料セン
- 都府庁ニ条城内へ移転」(JACAR、Ref.A15070602600、国立公文書館) 「二条城ヲ留守官ノ管轄ニ属ス」(JACAR、Ref.A15070847500、国立公文書館)「京の「二条城ヲ京都府ノ管轄ニ属ス」(JACAR、Ref.A15070602600、国立公文書館)、
- 張所ヲ二条城中ニ移ス」(JACAR、Ref.A15070167800、国立公文書館) ヲ二条城中ニ移ス」(JACAR、Ref.A15070177300、国立公文書館)、「大蔵省出 サという史料があるが、実際に移転したかは不明である。「弾正台巡察出張所(6)前掲(5)に同じ。また弾正代巡察出張所、大蔵省出張所も共に二条城内に移
- 防衛省防衛研究所) (7)「二条城甲府城長崎砲台奥州間生産問合明法寮より」(JACAR、Ref. C04025111100、
- 室「愛知県研究」編集委員会、二〇〇八年)
  古屋離宮の誕生」『愛知県史研究』(第一二号、愛知県総務部総務課県史編さん年)、森山英一『明治維新・廃城一覧』(新人物往来社、一九八九年)、石川 寛「名(8) 森山英一『名城と維新 まぼろしの城郭史』(日本城郭資料館出版会、一九七〇
- (9)『京都府史』(第一編第五四号制度部兵制類完、京都府立京都学・歴彩館所蔵、

以下歴彩館とする。)

- (1)「京都府存城内設置ニ付修繕費ヲ地民へ賦課セス」(JACAR、Ref.A24010849500
- (11) 前掲 (3) のうち『保存活用』
- 告集』(日本建築学会、一九八七年) た徳川慶喜の「居室」 について」『昭和六二年度日本建築学会関東支部研究報(12) 前掲(3) に同じ、西和夫、荒井朝江「幕末・明治初期に二条城本丸に存在し
- (1)「二条城借受定約並本丸返戻一件」(明一一−○○二七、歴彩館所蔵)
- (4)「二条城内本丸全部不貸渡申進」(JACAR、Ref.C04030208100、防衛省防衛研究 (1)「二条城内本丸全部不貸渡申進」(JACAR、Ref.C04030208100、防衛省防衛研究 ラ以テ離宮ト定ム」(JACAR、Ref.A15110817700、国立 所)「陸軍省京都二条城ヲ内務省ニ返付ス」(JACAR、Ref.A15110817700、国立 所)「陸軍省京都二条城ヲ内務省ニ返付ス」(JACAR、Ref.A15110796800、国立公文書館)
- (15) 前掲(14)のうち「公文録」、「京都二条城ヲ以テ離宮ト定ム」
- (16)「官報 明治一七年七月二九日第三二五号」(大蔵省印刷局 [編]『官報』(16)「官報 明治一七年七月二九日 第二二五号」(大蔵省印刷局 [編]『官報』
- (17)「土地物件ヲ世伝御料ト定ム」(JACAR、Ref.A15111969400、国立公文書館)
- (株式会社 KADOKAWA、二〇一九年) (18)『明治工業史』建築編(工学会明治工業史発行所、一九二七年)、『皇室事典 令和版』
- (19) 前掲註 (2) のうち拙著
- (1)「生暖の髪にけまき」に見ずなみずってしまずでほどになられてなる。 関出版、二〇一〇年』)以下、北垣の日記の引用は、同書とする。(20) 塵海研究会『北垣国通日記「塵海」』(三頁、一一頁、六四頁、二七六頁、思文
- (22) 前掲 (15) と同じ
- (23)「日出新聞」明治一九年三月三一日
- (24) 元離宮二条城事務所『重要文化財二条城修理工事報告書 第三集』(一九二八年)、

「二条離宮沿革誌」(識別番号一二九二四、宮内公文書館)ほか

 $\widehat{25}$ 

- 計画系論文集 第七五巻第六五八号、二〇一〇年)ほか大場修『大正大礼における下賜建物の宗教施設への転用過程』(日本建築学会本建築学会計画系論文集 第七六巻第六六五号、二〇一一年)、原戸喜代里、原戸喜代里、大場修『大正大礼における下賜建物の教育施設への転用過程』(日原戸喜代里、大場修『大正大礼における下賜建物の教育施設への転用過程』(日
- 以下、「工事録」の所蔵先は、宮内公文書館であるため、記載を省略する。「二条離宮修繕工事録一 明治一八~二〇年」(識別番号四二七三、宮内公文書館)、

26

- 前掲 (26) に同じ
- 「日出新聞」明治一九年九月二八日

 $\widehat{28}$   $\widehat{27}$ 

- (29)「工事録 明治二七年」(識別番号四五二五
- 八年」(識別番号四三七二一)、「工事録二 大正八年」(識別番号四三七二二)、「工(30)「大礼設備復旧工事」(識別番号四三一六八、宮内公文書館)、「工事録一 大正
- (31)「二条・桂両離宮写真」(識別番号三二三七四、宮内公文書館)、「二条雕宮(写事録三 大正九年」(識別番号四三七二八)
- (32)『二条離宮御写真及実測図』(川上邦基編、古建築及庭園研究会、真帳/大正・昭和)」(識別番号四六八五二、宮内公文書館)

一九三二年

- (33) 前掲 (26) に同じ
- (34) 前掲(32)に同じ
- (35)「日出新聞」明治二〇年一月三〇日
- 宮之図三百分一/大正写」(識別番号三八三五一、宮内公文書館)ほか条離宮之図六百分一/明治」(識別番号三九〇一八、宮内公文書館)、「二条離(36)「二条離宮図五千分一/明治二二年」(識別番号三八九九三、宮内公文書館)、「二
- (37)宮内省臨時帝室編修局編『明治天皇紀』(第八-八二〇頁、吉川弘文館、
- ) 前掲 (18) に同じ。

38

- (39) 前掲 (29) に同じ。
- 明治二七年」(識別番号三九八〇-二)、「工事録一 明治二九年」(識別番号号四五二四)、「工事録一 明治二七年」(識別番号三九八〇-一)、「工事録二(銀別番号四三六〇〇)、「工事録 明治二六」(識別番

事が行われていたと思われる。 
こ六年、二七年、二九年の工事竣工箇所が多いことから、二八年も引き続き工二六年、二七年、二九年の工事について確認できるが、二八年の工事は確認で三九八二 - 一)、前掲(24)のうち「二条離宮沿革誌」。これらの史料では明治

- 41 中野志保「二之丸御殿の明治期障壁画」『研究紀要 経緯と意匠変更の意図」(『日本建築学会学術講演梗概集 (九州)』日本建築学会、 (『天皇の美術史6 条離宮と明治宮殿襖画のその後の影響/第三章 物館研究誌』六一七、 倉院鴨毛屏風模造・平家納経模本の引用と山高信離─」(『MUSEUM 離宮二条城事務所、 一〇一七年)、 一〇〇七年 山崎鯛介「明治時代の二条離宮における入側天井・小壁の改修 二〇二三年)、 近代皇室イメージの創出 東京国立博物館編・発行、二〇〇八年)、恵美千鶴子「二 恵美千鶴子 明治・大正時代』吉川弘文館 「明治宮殿御殿襖絵の考案-明治の皇室に選ばれた表象 元離宮二条城 京都国立博
- 触れない。(42)行幸、行啓については、前掲(2)拙著において述べたので、ここでは詳しく
- (4) 前掲(32)の「拝観に就ての御注意」
- 昭和一二年」(識別番号三八九八六、宮内公文書館)(44)「日出新聞」明治二五年四月一四日、同年一〇月二三日、、「二条離宮参考史料/
- コライなど、いずれも出典は「日出新聞」 公使デマルト、オーストリア代表公使シーボルト、明治二四年ロシア皇太子ニ(45)明治二○年三月一七日ドイツ皇族レオポルド、同年一○月一九日イタリア全権

 $\widehat{46}$ 

- ・野瀬元子・古屋秀樹・太田勝敏「戦前における日本の国際観光政策に関する基 ・大学言語文化研究所、二○二三年) ・大学言語文化研究所、二○二三年) ・大学言語文化研究所、二○二三年) ・大学言語文化研究所、二○二三年) ・大学言語文化研究所、二○二三年)
- $(\frac{17}{4})$  BASIL HALL CHAMBERLAIN, W. B. Mason. A Handbook for Travellers in Japan

(London, J.Murray,1901. "This palace, a dream of golden beauty within, is externally a good example of the Japanese fortress, with its turrets at the corners and its wall of cyclopean masonry." "The restoration of the Nijō Palace to some thing like its former splendourdates from 1885-6, at which time the Imperial crest of the sixteen-petalled chrysanthemum was substituted in most places for that of the Tokugawa Shōguns."

48

- 秋山愛三郎 SIGHT OF OLD CAPITAL(洋洲社、一九一九年) "Nijo Detached Palace should be taken as a national pride of the Imperial Land of Yamato and should never be missed under any circumstances." "In March,1871, the Castle was provisionally turned into the Kyoto Prefectural Office, in the course of its occupancy a number of its treasured paintings and metal-works were irreparably damaged by some unrefined officials who swallowed a drastic dose of Western civilization entirely too much and suddenly began to despise their own fine arts in order to introduce a lot of undesirable things foreign. Luckily it was made an Inperial Detached Palace in July, 1884, and was thoroughly renovated as seen at the present day."
- (5)『観光の京都』(福井義次郎、一九四五年、歴彩館所蔵

表 1 「二条城」管轄変遷表

	太政官代	三輪嘉之助	留守官	京都府	陸軍省	宮内省	京都市
明治元年							
明治2年							
明治3年		-					
明治4年							
明治5年							
明治6年							
:							
明治10年							
明治11年							
明治12年							
l :				-			
明治17年				_			
:							
昭和14年							_
:							
現在							

※詳細は、以下の通り。

太政官代: 明治元年1月27日~

三輪嘉之助: 明治元年6月4日~明治3年3月21日 留守官: 明治3年3月22日~明治4年3月7日

京都府: 明治4年3月8日~明治6年2月14日、■■は、陸軍省管轄で京都府に貸与された。

陸軍省:明治6年2月15日~明治17年7月27日 宮内省:明治17年7月28日~昭和14年10月24日

京都市: 昭和14年10月25日~現在

※明治4年8月に兵部省が地方城郭を管轄するが、「二条城」は京都府の管轄であった。

※明治12年、京都府は本丸を陸軍省に返付した。

※以下より作成した。

- 「二条城ヲ太政官代ト為シ尚ホ尾張藩ヲシテ警衞セシム」(JACAR、Ref. A15070847600、国立公文書館) 「二条城ヲ太政官代ト為シ尚ホ尾張藩ヲシテ警衞セシム」(JACAR、Ref. A15070744000、国立公文書館)
- 「二条城甲府城長崎砲台奥州間生産問合明法寮より」(JACAR、Ref. C04025111100、防衛省防衛研究所)

「二条城ヲ留守官ン管轄=属ス」(JACAR、Ref. A15070847500、国立公文書館) 『京都府史』(第1編第五四号制度部兵制類完、京都府立京都学・歴彩館所蔵) 森山英一『明治維新・廃城一覧』(新人物往来社、一九八九年)

#### 表2 日本人向けのガイドブック

No.	刊行年	書名	分類	タイトル	主な内容	出典
1	M10	『京都名所順覧記改正各区色分町名』	A	二条城京都府	信長築城、太政官代、京都府	福富正水、1877 年
2	M13	『京都名勝一覧図会』	A	二条城京都府	信長築城、太政官代、京都府	橋本澄月編、風月堂、1880年
3	M14	『京都名所案内図会 乾』	В	京都府	家康築城、太政官代、京都府	遠藤茂平編、正宝堂、1881年
4	M16	『三府名所独案内図会2 京都之部 上』	В	京都府	家康築城、太政官代、京都府	馬場文英編、1883 年
5	M20	『京都名所案内記』	A+	二条旧城 離宮	信長築城、太政官代、離宮	樺井達之輔編、風月堂、1887年
6	M20	『京都名所案内図会 和1冊(上)』	B+	二条雕宮	家康築城、太政官代、京都府、離宮	石田旭山ほか編、正宝堂、1887年
7	M24	『帝国京都名所図絵』	A+	二条旧城 離宮	信長築城、太政官代、離宮	片岡賢三編、風月堂、1891年
8	M25	『明治改正京都名所便覧図会』	A+	二条旧城 離宮	信長築城、太政官代、京都府庁、離宮	内藤彦一著、1892年
9	M26	『京都名所案内』	B++	二条雕宮	家康築城、太政官代、京都府庁、近年宮内省の管轄 二条離宮、建築宏壮、拝観手続	加藤定穀著、村上勘兵衛等、1893年
10	M27	『京都案内都百種増補2版』	A+	二条雕宮	信長築城、太政官代、京都府庁、離宮	辻本治三郎編、尚徳館、1894年
11	M28	『京都案内記:歷史美術名勝古跡』	B++	二条城	家康築城、離宮、「殿屋皆宏壮」「大作の工を学ば んとせハ、拝観せざるべからず」	広池千九郎著、史学普及雑誌社、1895年
12	M28	『京都名所案内』	A+	二条離宮	信長築城、京都府、離宮	竹内庄之助編、中村浅吉、1895年
13	M28	『京都名所独案内』	A+	(二条離宮)	信長築城、家康再築、離宮	的場麗水著、吉野屋、1895 年
14	M28	『京都名所案内 上』	A	二条城	家康築城、太政官代、京都府庁	岩崎喜助著、細川開益堂、1895年
15	M28	『京都名所図会』	A+	二条雕宮	信長築城、家康再築、京都府庁、離宮	清水晋之助著、笹田弥兵衛、1895年
16	M28	『京都名所案内記』上,下の巻	A+	二条離宮	信長修理、徳川氏保護、離宮	浅井広信著、鳥居又七、1895年
17	M28	『京都名勝案内記』	A++	二条離宮	信長築城、家康再築、京都府庁、離宮、「規模宏大 ならずと雖も壮麗無双なり」	金森直次郎著、飯田信文堂、1895年
18	M28	『京都名所図会 上』	A+	二条離宮	信長築城、家康再築、太政官、京都府庁、離宮、 外国の塀を撤して観を改むる	志水鳩峰著、風月堂、1895 年
19	M28	『京都名所』	A+	二条離宮	信長築城、家康再築、離宮	的場麗水著、駸々堂、1895 年
20	M28	『京都名所と美術の案内 上』	A++	二条雕宮	信長築城、家康再築、天守閣類焼、太政官代、「京都 府庁を置しかば名匠名手の遺物も汚涜せられて荒涼 の姿なりしをその後修繕」、離宮	松山高吉著、田中治兵衛、1895年
21	M28	『京都名所手引草』	B++	二条雕宮	家康築城、後水尾行幸、京都府、離宮修理 「金殿玉楼其内にあり」	平安遷都記念祭協賛会編、村上勘兵衛、 1895 年

22	M32	『京都名所案内』	A+	二条離宮	信長築城、太政官、京都府、離宮、主殿寮所轄	片岡賢三編、風月堂、1899 年	
23	M34	『京都名勝図会 明治改正 再版』 A-		二条雕宮	信長築城、家康再築、太政官、京都府庁、離宮、外圍の塀を撤して観を改むる	志水鳩峯著、風月庄左衛門、1901年	
24	M36	『京都名勝帖』	B++	(二条離宮)	後水尾行幸、家光、家茂、慶喜の上洛、明治天皇 親征の詔、「雉蝶いと白く老松空に吼ゆ」	藤井孫六編、五車楼、1903年	
25	M42	『京都名勝帖』	B+/A+	二条離宮	家康入城、家光、家茂、慶喜の上洛、明治天皇親征 の詔/"Here in 1569 was built a castle by Oda Nobunaga", "Detached Palace".	風月庄左衛門著、風月堂、1909年	
26	M44	『京都名所地誌』	B++	二条離宮	家康築城、後水尾天皇行幸、家光、家茂、慶喜上洛 時とまる、明治天皇詔、太政官代、京都府庁、離宮、 美今一々挙くるに暇なし」	川村文芽著、中村弥左衛門、1911年	
27	T6	『奈良と京都』	С	(二条離宮)	襖と壁の絵画の雄大豪華さ	黒田朋信著、趣味普及会、1917年	
28	T6	『京都名所案内』	A+	二条離宮	信長築城、家康改築、大政返上、大典大饗	大槻さヽ舟著、清文堂、1917 年	
29	Т6	『京都史蹟案内 : 修学旅行 訂再版』	B++	二条離宮	家康造営、大政奉還、太政官代、京都府庁、離宮、 「殿舎桃山時代の特徴を窺ふを得べし」	西田直二郎、魚澄惣五郎、京都帝国大学 学友会、1917年	
30	T11	『近畿古美術案内 東京美術学校修学旅行』	A++	二条離宮	信長築城、天守炎上、大政奉還、京都府 庁、離宮、「燦然たる大殿、宏壮の規模華麗な装飾、 徳川時代の住宅建築の代表」、「庭園は雄大明快なる 趣致」	田辺孝次著、東京美術学校々友会、 1922 年	
31	T13	『京都案内』	B++	二条雕宮	家康築城、天守類焼、桂宮御殿移築、「粧飾華麗眼 を奪うものがある」	京都市編、京都市、1924年	
32	T14	『登山と遊覧 : 近畿名所その附近』	В+	二条離宮	家康、大政返上、太政官代、京都府庁、離宮	庁、離宮 関西体育奨励会編、小西猪之助、 1925 年	
33	S3	『古美術史蹟 京都行脚』	B++	二条離宮	家康築城、大政奉還、太政官代、二の丸 「御殿桃山風」	川勝政太郎、スズカケ出版部、1928年	
34	S3	『京都名所』	B++	二条離宮	家康築造、幕府の権勢を示すもの、後水尾行幸、大政 返上、太政官代、京都府、陸軍省、宮内省、「府庁を 他に転じて大修理を加へ、内外を補修して再び前の面 前に返り以て今日に及べり」		
35	S3	『京を訪ねて』	B++	京都御所と 二条離宮	家康築城、信長創建は間違い、天守類焼、本丸移築、 大正大礼大饗宴場、「建物といい庭園といいその美し さは今猶、人目を奪うもの」	京都市教育会編、杉本書店、1928年	
36	S4	『京都雕宮要誌』	B++	->141300	家康築城、信長創建は間違い、天守類焼、太政官代、 京都府庁、陸軍省、離宮、「華睆瑰麗を極め、光怪陸 雕人目を奪ふに足る」	・ 、陸軍省、離宮、「華睆瑰麗を極め、光怪陸	
37	S20	『観光の京都』	B++	二条離宮	家康築城、大政奉還、府庁、離宮、「桃山時代の遺風」 「今や皇室のものとなって、永くその美を保存される こととなった。」	『観光の京都』福井義次郎、1945 年	

#### ※ 分類は、以下の通りである。

- A 原点を信長とするもの
- A+ A に離宮が加わったもの
- A++ A+に著者の主観が加わったもの
- B
   原点を家康とするもの

   B+
   B に離宮が加わったもの
- B++ B+に著者の主観が加わったもの
- C 美術的価値のみ